

盛岡広域振興局長告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年8月24日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 282号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市白沢口13番1地先から15番1地先まで	新	m 11.0～10.5	m 24.3
	旧	17.9～11.0	24.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
- (2) 期間 平成30年8月24日から同年9月25日まで